摂津市要介護認定等業務委託公募型プロポーザル実施要項

１．目的

この要項は、要介護認定等業務について、市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、専門的知識、技術、経験を有する民間事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

２．委託業務名

摂津市要介護認定等業務委託

３．業務概要

別添「摂津市要介護認定等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

４．履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

５．提案見積限度額

総額　８１，０７５，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

（内訳）

	高齢介護課	障害福祉課
令和９年度	２５，１３３，０００円	１，８９２，０００円
令和１０年度	２５，１３３，０００円	１，８９２，０００円
令和１１年度	２５，１３３，０００円	１，８９２，０００円

６．プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施内容	期間
実施要項・仕様書等の配布 （市ホームページに掲載）	１１月２日（月）
参加表明書等の提出期限	１１月２０日（金）午後５時まで
審査結果の通知	１１月２７日（金）
質問書の受付期間	１１月２７日（金）～１２月３日（木）午後５時まで 質問書の様式は任意とし、電子メールにより提出するものとする。また、回答は個別に行わないものとする。
質問書の回答	１２月８日（火）
提案書の提出期限	１２月１０日（木）午後５時まで
プレゼンテーション	１２月２３日（水）
審査結果の通知	１月８日（金）

７．参加資格要件

このプロポーザルに参加できる事業者は、参加表明書の提出日において、以下のすべての条件を満たすものとする。

（１） 摂津市入札参加資格名簿に登録されていること。

（２） 摂津市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

（３） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

（４） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１ 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。

（５） 直近５年間に、地方公共団体において要介護認定に関する事務について、１年以上の受託実績があること。

（６） 居宅サービス又は介護保険施設等要介護認定の申請を行う側の事業者でないこと。

（７） 個人情報の保護及び情報セキュリティについて、関係法令及び本市が定める規程等を遵守し、適切な管理体制を構築できること。

（８） 摂津市暴力団排除条例（平成２３年条例第１３号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

（９） 国税及び地方税を滞納していないこと。

８．提出書類及び提出部数

（１） 参加表明書（様式１） １部

（２） 申込者に関する資料　各１部

① 財務諸表　直近２年間の損益計算書及び貸借対照表

② 個人情報保護又は情報セキュリティに関する第三者認証の取得を証する書類の写し（プライバシーマーク、ISMS 認証等取得している場合に限る。）

③ 会社概要及び事業内容が確認できる資料（パンフレット等も可）

④ 直近５年間における地方自治体での要介護認定業務の契約受託実績（様式２）

⑤ 所在地の税務署が発行する、法人税と消費税及び地方消費税納税証明書（その３の３）
※提案書提出日を含む１年以内に発行されたもの。写し可

（３）見積書及び見積内訳書　１部

（４）企画提案書　７部（正本１部、副本６部 ※副本はコピー可）

企画提案書は、委託業務に発揮できる独自の強みや具体的方策について、次の事項を考慮し、提案すること。

① 履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの。写し可）

② 業務全体の実施体制、責任者及び従業員の役割分担について

③ 責任者の配置方針、業務経験及び本業務を管理・監督する上での能力について

④ 苦情及び業務上のトラブル等が発生した場合の対応に係る基本的な考え方、具体的な対応方針及び実施体制について

⑤ 繁忙期や急な欠員等に対応するための人員確保及び支援体制並びに災害等の緊急時

における業務継続のための対応策について

⑥ 業務の目的及び業務内容に対する理解並びに業務を正確かつ効率的に実施するための業務マニュアル及び体制その他の取組について

⑦ 処理誤りや処理漏れの防止策及び発生時の原因分析及び再発防止策について

⑧ 本市への業務実施状況、進捗及び課題等の報告内容や報告方法について

⑨ 業務開始までの準備等、円滑に業務を開始するための移行計画について

⑩ 契約期間満了又は契約解除等における、本市及び新受託者への円滑な業務引継ぎについて

⑪ 業務に必要な知識・経験を有する人材を確保・定着させるための取組について

⑫ 業務開始前及び業務開始後における従業員の教育、研修及び人材育成について

⑬ 個人情報保護やセキュリティ対策に関する適切な管理体制等及び従業員への教育について

⑭ 市民サービスの向上及び業務の公平性・公正性の確保に向けた取組並びに仕様書に定める内容以外の独自提案について

※ 企画提案書の作成について

（ア）用紙サイズは、Ａ４版縦とし、横書きとすること。

（イ）文字サイズは、１１ポイント以上で作成すること。

（ウ）使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

（エ）両面印刷で５０ページ以内（表紙はページ数に含めない）とし、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

（オ）ページ番号を付けること。

９．提出先・提出方法

（１）提出先

摂津市役所 保健福祉部 高齢介護課

〒566-8555　大阪府摂津市三島一丁目１番１号

（２）提出方法

持参または郵送（郵送の場合は期限までに必着）

（３）提出期限

提出書類	提出期限
・参加表明書（様式１） ・申込者に関する資料	令和８年１１月２０日（金）午後５時まで
・見積書及び見積内訳書 ・企画提案書	令和８年１２月１０日（木）午後５時まで

10. 提出書類の取扱い

（１）提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の選定、その他本プロポーザルの実施に必要な範囲で使用する。

（２）提出された書類は、審査、その他本プロポーザルの実施に必要な範囲で複製することがある。
（３）提出された書類は一切返却しない。
（４）提出された書類は、摂津市情報公開条例その他関係法令の規定に基づき、公開の対象となる場合がある。

11. プレゼンテーション

令和８年１２月２３日（水）午後を予定し、開始時間等については、後日通知する。プレゼンテーション時間は２０分とし、その後に質疑応答時間を１５分程度設ける。

（１） 評価方法

企画提案書等、プレゼンテーションの内容について「【別紙１】評価の基準」に基づいて総合的に評価する。

（２） 候補者の選定方法

① 候補者の選定は、「摂津市要介護認定等業務委託事業者選定委員会」が行う。
② 審査は、「7. 参加資格要件」をすべて満たした提案事業者のみを対象に行う。
③ 失格者を除いた者のうち、「【別紙１】評価の基準」の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
④ 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。
⑤ 各委員の採点の合計値が、６割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない事業者は、原則選定の対象としない。

（３） 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 参加資格を満たさないことが判明した場合
② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
③ 本実施要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
④ 見積書の総額が「５．提案見積限度額」を超える場合
⑤ 評価の公平性を害する行為があった場合
⑥ 選定委員会の委員に対し、本プロポーザルに関して不正な接触を行った場合
⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
⑧ プレゼンテーションに出席しなかったとき。（ただし、自然災害や交通機関の事故等、参加者の責によらない理由により欠席した場合を除く。）

12. 審査結果の通知及び公表

審査結果については、企画提案書等を提出したすべての事業者に文書で通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。また、委託候補者として特定した者についての名称及び本プロポーザルの審査における評価結果をホームページで公開する。

13. その他

（１）本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。

（２）企画提案書等提出期限後は、提案書類の修正又は変更は認めない。

（３）同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

（４）委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

14. 契約手続

（１）選定された候補者と本市との間で、仕様書及び企画提案書等に基づき契約内容について協議を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

（２）選定された候補者との協議が調わない場合、候補者が契約を辞退した場合、その他契約を締結することが出来ない場合は、次順位者を候補者として契約に向けた協議を行う。なお、候補者が契約を辞退する場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

15. 問合せ先

摂津市役所 保健福祉部 高齢介護課
担当　　上野・奥野
住所　　〒566-8555
　　摂津市三島一丁目１番１号
電 話　　06-6383-1379（直通）
E-mail　kourei-kaigo@city.settsu.osaka.jp